



いま、私たちが念願としてきた「協同労働の協同組合」の法制化の実現を、大きくたぐり寄せようとしている。

協同組合振興研究議員連盟（2012年国際協同組合年を契機に協同組合陣営全体で作成してきた「協同組合憲章」草案の国会決議を第一目的としてきた旧民主党を中心に組織されていた議連）が、さる3月21日に超党派議員連盟として総会を開催し、「協同労働の協同組合法」の制定を第一課題し、早期に制定することを確認した。会長に元官房長官の河村健夫（自民党衆議院議員、筆頭顧問に公明党元代表の太田明宏衆議院議員、幹事長に山田俊男（自民党参議院議員、幹事長代理に榊屋敬語（公明党衆議院議員、また事務局長には引き続き小山展弘（民進党衆議院議員）が新役員として名を連ねることとなった（議連の総会が引き続き4月20日に開催予定）。

また、公明党の提案により政府与党の政策責任者会議の下に「協同労働の協同組合法」について地方創生、一億総活躍社会の実現という政策を踏まえ、公明党石田政調会長から自民党茂木政調会長に提案し、正式に自民党は田村政調会長代行（前厚労大臣）、公明党は榊屋政調会長代理を責任者としてワーキングチームが設置され、法制化に向けた検討が開始され、法制化に向けた基盤が大きくつくられてきている。

ここに至ったのは、私たちワーカーズコープが既に相当な領域にわたって運動事業を展開し、生活と地域の必要に応えてきた実践の事実であり、その取り組みへの期待と共感が広がっているという事実である。

私たち労協連の35年以上にわたって取り組んで来た運動事業の領域はケアを中心に多岐にわたり、多くの事業所・現場ではよい仕事・協同労働を基礎に、事業の複合化に取り組んできた。その領域・舞台は、いま、個別の分野、個別の事業でよい仕事をめざす段階から、生活と地域まるごとを対象にし、地域の人びと自身が仕事をおこし、地域を創っていく新たな段階を迎えている。実践的には、地域のニーズのたまり場になっている北海道恵庭の地域福祉事業所（放課後等サービスや地域の居場所）、高齢化した自治会の再生を共に進めるために、ワーカーズコープの立ち上げに向けて共に取り組んでいる千葉県佐倉市の中志津地域、自治体から地域づくりへの期待を要請されている山梨県西桂町、また全国各地で取り組まれている子ども食堂やフードバンク、農的活動など、地域住民や自治体、町内会などと、共にその願いや課題を共有しながら、社会連帯経営による仕事おこしや地域づくりに取り組む実践が起こっている。

それは、「人びとが人間らしく生きて

いくための生存条件を、自らの手で多様に豊かに創り出していくこと」であろう。私たちは、「決して一人じゃない」「そこに行けば何とかなる」「困ったときに、相談できる」と感じられるような居場所－生きづらさを抱えたままでも生きていける地域と社会－「今、ここに、共に、生きる」ための共同体を、地域の力を合わせて多様に地域に創り出すことが必要だと考えている。

「コミュニティ経済」の創造(地域まるごとの経営)を視野に入れて、人口減少と少子高齢化、地域産業の衰退と貧困や社会的孤立が広がる地域のあり様を、今あるもの(宝)を生かし、本当の豊かさと安心(つながり)を感じられる地域へどうつくり変えていくのか、どう自らの手でつくり出すのか。「共に働く、共に生きる、地域をつくる」ための協同労働の総合戦

略・地域戦略の確立が、今求められている。

法制化の実現は、市民がその協同組合を活用して自らの地域課題を解決する主体者へ成長することであり、それは協同労働の運動事業を社会的運動として大きく高める契機となるであろう。それは、これまで働くこと＝雇われることが当たり前前の日本社会において、働くこと概念を根本から転換するものとなる。そして、市民が働くことの主体性を獲得することにその核心がある。

私たちは、法制化を実現することで、(1)地域住民の主体的な仕事おこしを通じて、持続可能な地域づくりに貢献する、(2)自発的な就労機会を創出することで、困難にある人々の就労創出と社会統合への貢献ができる、ものと考えている。